

# 産業競争力会議及び今後の政府施策に対する印刷産業界の要望について

## I. 平成25年度税制措置

2013/2/28

政府検討措置内容	印刷産業界要望
◆生産等設備投資促進税制の創設(2年間)	特別償却は40%、税額控除は10%への拡大。 (参考:法定耐用年数経過状況)
◆グリーン投資減税の対象設備の拡充等 (緊急経済対策関係)	「産業用設備(印刷産業機械等)に対する適用の拡大」と「優遇措置の拡大(特別償却は40%、税額控除は10%への拡大)」 特に印刷産業機械については、平成24年に新規開発設備の省エネルギー性を公正に開示するための業界基準を策定しており、これら省エネルギー設備の本制度への適用を要望(現在印刷産業機械は対象となっていない)。 (参考:法定耐用年数経過状況)
◆研究開発税制の拡充	中小企業に対する適用要件の緩和。控除率の拡大。

既存税制に係る その他要望	印刷産業界要望の内容
	中小企業軽減税率(16.5%)の継続適用。 中小企業軽減税率適用の限度額引上げ(現行800万円→1,600万円)。 各事業年度の税額を是正するための措置である「繰越欠損金の控除期間(9年)の制限」を廃止。
	中小企業の法人事業税に対し、外形標準化課税制度を導入しない。また、資本金(1億円)基準の引下げを行わない。
	印紙税の廃止。
	減価償却制度の改善。 ① 資本的支出の形式基準100万円に引上げ。 ② 情報通信機器(パソコン等)の即時償却。 ③ 定率法の減価償却制度(平成19年度税制改正)の「償却保証額を用いた複雑な計算の廃止」および「簡素化」。 少額減価償却資産の特例は、2年間の延長後も継続。
	電話加入権の全額損金算入。
	資本金1億円超の企業も「欠損金の繰戻しによる還付金制度」適用停止措置の中止。
	貸倒引当金の見直し。
	ナフサ等石油化学原料の免税措置の恒久化。
	消費税法における95%ルールの見直し。

## II. 平成24年度補正措置

政府検討措置内容	印刷産業界要望
◆先端設備や省エネ設備に対する投資支援	生産機械(印刷産業機械等)に関する適用要件の緩和、補助率の拡大。 また、申請企業の実績、事業の新規性、優位性を考慮したうえでの事業開始時点での助成金交付及び事業が年度をまたいだ場合での適用。 特に印刷産業及び印刷産業機械の業界の約90%は中小企業であり資金繰りが厳くなるため。 (参考:法定耐用年数経過状況)

## III. 新規要望項目

項目	印刷産業界要望の内容
(1) 特許・知財関連	● 中小企業の特許出願に係る出願料の補助金制度の設置
	● 審査請求減免制度の緩和
	● PCT国際出願による出願経費の低減
	● インターネット出願に対する優遇措置
	● 国際的な特許制度の統一化
	● 中国の実用新案制度の問題への対応
	● 知財教育の強化
(2) 電力料の値上げに関して	● 電力料の値上げに関する再考
(3) エコロジー型印刷産業機械に対する減税措置の導入	● エコカー減税のように印刷産業機械のエコロジー基準を定めるとともに、これらを導入する事業者への一部還付制度等の設置
(4) 印刷機械の耐用年数の短縮	● 印刷機械の法定耐用年数を10年から7年へ短縮
(5) 官公需印刷物の最低制限価格制度の促進	● 官公需印刷物の最低制限価格制度の促進
(6) 設備投資を除く、環境対応経費(ソフト面)に係る助成金の拡充	● 環境認定制度等の取得時に国及び地方団体からの助成金の拡充
(7) 経営改善計画の策定支援	● 中小企業政策(中小・小規模企業の事業再生支援)の対象範囲を拡大し、中小企業者に加え業界団体・組合等を対象とする